

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年3月27日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 事業計画変更承認申請について
- 議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第6号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
- 議第7号 三条市地域計画の変更に係る意見について

報告事項

- 報第1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第3号 農地法適用外事実確認証明について
- 報第4号 農地かい廃通報について
- 報第5号 作付変更届について
- 報第6号 農地法第3条の3の届出について

農業委員出席委員 17名

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 坂井浩行委員 | 2番 早川直子委員 |
| 3番 山屋和徳委員 | 4番 栞原一郎委員 |
| 5番 小池秀一委員 | 6番 志田洋一委員 |
| 8番 瀬高栄津子委員 | 9番 山倉広委員 |
| 10番 佐藤直人委員 | 12番 飛岡雅史委員 |
| 13番 井上利弥委員 | 14番 五十嵐弘作委員 |
| 15番 吉田昇委員 | 16番 鈴木範男委員 |
| 17番 熊倉睦委員 | 18番 田邊健一委員 |
| 19番 淡路五樹委員 | |

農業委員欠席委員 2名

- | | |
|-----------|------------|
| 7番 笹岡大介委員 | 11番 小師栄一委員 |
|-----------|------------|

推進委員出席委員 18名

川 上 利 男 委員	北 澤 正 之 委員
小 出 和 哉 委員	小 林 克 洋 委員
駒 形 徹 委員	佐々木 一 光 委員
高 山 弘 則 委員	中 澤 伸一郎 委員
新飯田 雅 樹 委員	平 松 広 之 委員
堀 江 義 栄 委員	丸 山 由 夫 委員
山 崎 哲 矢 委員	山 谷 秀 昭 委員
若 林 昌 広 委員	渡 辺 秀 人 委員

推進委員欠席委員 なし

説明のため出席した職員

農 林 課 長 藤 家 憲

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 山 井 修

経 営 基 盤 係 長 上 林 裕 則

経 営 基 盤 係 主 任 佐 藤 信 幸

午前9時30分 開会及び開議

議長（栗原会長）

これより総会を開会します。

（挨拶 略）

最初に、出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席17名、欠席2名、推進委員、在任委員18名、出席18名、欠席0で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名します。

5番、小池秀一委員、15番、吉田昇委員からお願いいたします。

議事に入る前に、本日の議事日程について事務局から説明がありますので、お願いいたします。

事務局（山井事務局長）

それでは、議事日程について説明いたします。

先日、三条市長から令和8年3月25日付で三条市地域計画の変更に係る意見照会がありました。

三条市長から当農業委員会へ意見を求められたので、令和8年4月7日火曜日が提出期限になっていることから、議第7号『三条市地域計画の変更に係る意見について』として、本日の議事日程に追加の提案をするものです。

説明は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました『三条市地域計画の変更に係る意見について』の議案1件を議事日程に追加したいと思います。

お諮りします。議第7号『三条市地域計画の変更に係る意見について』を議事日程に追加することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

異議ないものと認め、議第7号の議案1件について議事日程に追加することに決定いたしました。

事務局、追加議案及び追加議案分の議事参与の制限一覧表の配付をお願いいたします。

（事務局資料配付）

議長（栗原会長）

皆さんの手元に届きましたでしょうか。

それでは次に、議事参与の制限について、議第1号、議第5号及び追加議案の議第7号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条第1項の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることとなります。

お諮りします。議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第7号及び報第1号から報第6号までの以上13を一括上程いたします。

つきましては、ただいまの議第7号の審議において、後ほど農林課の藤家課長からまた入室をいただきますので、よろしくをお願いいたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』説明いたします。

44ページ欄外を御覧ください。今月申請のあった案件は、新規設定51件、貸借権移転14件、所有権移転3件の合計68件、30万1,835.43平米です。

なお、新規設定においては、10アール当たり賃借料、形態、利用権の設定をする者、受ける者及び期間について、貸借権移転においては10アール当たり賃借料、形態、利用

権の移転を受ける者及び期間について、所有権移転においては売買価格、形態、譲渡人及び譲受人などについては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

番号ごとに順次説明します。

1 ページをお願いします。

最初に、新規設定です。

1006番は、鶴田一丁目地内の農地 1 筆、1,865 平米。

1007番は、鶴田四丁目地内の農地 2 筆、1,100 平米。

1008番は、鶴田四丁目地内の農地 1 筆、1,771 平米。

2 ページをお願いします。

1009番は、鶴田四丁目地内の農地 6 筆、2,949.30 平米。

1010番は、4 ページまで続きます。鶴田地内ほかの農地16筆、1 万7,756 平米。

1011番は、井栗地内の農地 1 筆、251 平米。

1012番は、井栗地内のほかの農地 8 筆、9,179 平米。

1013番は、牛ヶ島地内の農地 1 筆、2,023 平米。

6 ページをお願いします。

1014番は、上保内地内の農地 6 筆、2,059 平米。

1015番は、下保内地内の農地 3 筆、2,496 平米。

1016番は、下保内地内の農地 8 筆、5,654 平米。

8 ページをお願いします。

1017番は、下保内地内の農地 1 筆、981 平米。

1018番は、下保内地内の農地10筆、8,626 平米。

1019番は、西鱒田地内の農地 1 筆、1,011 平米。

10 ページをお願いします。

1020番は、西鱒田地内の農地 2 筆、3,008 平米。

1021番は、西鱒田地内の農地 1 筆、2,451 平米。

1022番は、西鱒田地内の農地 1 筆、2,012 平米。

1023番は、西鱒田地内の農地 2 筆、2,766 平米。

1024番は、12 ページまで続きます。西鱒田地内の農地 9 筆、1 万3,719 平米。

1025番は、西鱒田地内ほかの農地 7 筆、1 万2,938 平米。

1026番は、長嶺地内の農地 1 筆、2,984 平米。

14 ページをお願いします。

1027番は、長嶺地内の農地 3 筆、2,975 平米。

1028番は、金子新田地内の農地 5 筆、3,476 平米。

1029番は、金子新田地内の農地 1 筆、497 平米。

1030番は、金子新田地内の農地 1 筆、882 平米。

16 ページをお願いします。

1031番は、金子新田地内ほかの農地 4 筆、7,670 平米。

1032番は、如法寺地内の農地 4 筆、3,466 平米。

1033番は、如法寺地内の農地3筆、986平米。

18ページをお願いします。

1034番は、西本成寺地内の農地15筆、9,979.72平米。

1035番は、西中地内の農地3筆、6,773平米。

20ページをお願いします。

1036番は、帯織南地内の農地1筆、5,463平米。

1037番は、帯織南地内の農地2筆、1万5,059平米。

1038番は、笹岡地内ほかの農地2筆、3,997平米。

1039番は、駒込地内の農地4筆、2,528.87平米。

1040番は、広手地内の農地1筆、941平米。

22ページをお願いします。

1041番は、広手地内の農地2筆、2,585平米。

1042番は、広手地内の農地2筆、3,470平米。

1043番は、島潟地内の農地4筆、2,303平米。

1044番は、島潟地内の農地3筆、1,105平米。

24ページをお願いします。

1045番は、島潟地内の農地7筆、4,193平米。

1046番は、上大浦地内の農地6筆、6,126平米。

1047番は、26ページまで続きます。北五百川地内の農地3筆、4,707平米。

1048番は、棚鱗地内の農地2筆、7,129平米。

1049番は、田屋地内の農地1筆、2,991平米。

1050番は、江口地内の農地1筆、3,457平米。

1051番は、江口地内の農地4筆、1,197平米。

28ページをお願いします。

1052番は、江口地内の農地2筆、4,681平米。

1053番は、江口地内の農地1筆、640平米。

1054番は、32ページまで続きます。牛ヶ首地内の農地45筆、2万1,124.46平米。

1055番は、34ページまで続きます。牛ヶ首地内の農地19筆、6,235平米。

1056番は、牛ヶ首地内の農地4筆、2,695平米。

次に、貸借権移転です。

36ページをお願いします。

1057番は、栗林地内の農地5筆、4,979平米。

1058番は、栗林地内の農地3筆、3,005平米。

1059番は、鶴田地内の農地6筆、9,558平米。

1060番は、鶴田四丁目地内の農地2筆、1,903平米。

1061番は、鶴田一丁目地内の農地2筆、1,062.08平米。

38ページをお願いします。

1062番は、鶴田地内ほかの農地8筆、1万2,470平米。

1063番は、鶴田一丁目地内の農地1筆、33平米。

1064番は、鶴田四丁目地内の農地5筆、5,909平米。

1065番は、40ページまで続きます。鶴田四丁目地内の農地5筆、4,356平米。

1066番は、鶴田四丁目地内の農地5筆、3,908平米。

1067番は、下保内地内の農地3筆、3,033平米。

1068番は、下保内地内の農地1筆、548平米。

1069番は、東鱒田地内ほかの農地2筆、1,521平米。

1070番は、西鱒田地内の農地1筆、1,119平米。

最後に、所有権移転です。

43ページをお願いします。

1071番は、若宮新田地内の農地2筆、2,617平米。

1072番は、北五百川地内の農地1筆、1,710平米。

1073番は、44ページまで続きます。代官島地内の農地9筆、7,173平米。

いずれも令和8年5月29日に県公告を予定しているものとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第2調査部会長から調査結果について御報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

最初に、第2調査部会総会の開催概要について報告します。

当部会は、3月25日午前9時から厚生福祉会館2階第2集会室において、栞原会長、井上会長代理同席の下、開催いたしました。

開会后、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を取りまとめ、午前11時36分に閉会しました。

続きまして、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。

今月意見照会のあった案件は、新規設定51件、貸借権移転14件、所有権移転3件、合計68件で、30万1,835.43平米です。事務局から申請書類の審査結果の詳細説明を受け、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件などの各要件を満たしていることから、原案のとおりとし意見なしとすべきものとししました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言については、挙手し、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおりとし意見なしと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(栗原会長)

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし意見なしと決定いたしました。

議長(栗原会長)

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(山井事務局長)

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

46ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの3件、贈与によるもの2件、合計5件、2万2,919平米です。

番号ごとに順次説明いたします。

45ページをお願いします。

57番は、鶴田一丁目地内の農地6筆、6,014平米を、離農のため売却したいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は総額で〇〇〇円です。

58番は、渡前地内の農地2筆、4,670平米を、体調不良で耕作できないため隣接の農地所有者に売却したいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は渡前〇〇番が10アール当たり〇〇〇円、〇〇番が10アール当たり〇〇〇円です。

59番は、帯織北地内ほかの農地5筆、1万532平米を、高齢により耕作することができなくなったため譲受人に売却するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

60番は、中島地内の農地2筆、279平米を、共有持分を相続したが、市外に居住しており耕作できないため、同じく共有持分を相続した譲受人に贈与するものです。

61番は、上大浦地内の農地3筆、1,424平米を、管理ができないため、隣接する宅地や建物を取得した譲受人に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に贈与するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願います。

議長(栗原会長)

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買3件、贈与2件、合計5件、2万2,919平米です。

事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

14番、五十嵐委員。

14番（五十嵐弘作委員）

57番について質問します。総額〇〇〇円は価格が低すぎるのではないのでしょうか。

議長（栞原会長）

事務局、お願いします。

事務局（上林経営基盤係長）

まず、売買価格は、譲渡人と譲受人で協議の上決定しており、今回のように近隣の事例よりも安価で売買されることがあります。管理できないため無償で譲りたいという申出も多くございます。委員の皆様にご近隣の方から御相談があった際には、近隣の事例を参考に提案していただくとともに、事務局にも情報提供いただきますようお願いいたします。

議長（栞原会長）

ここで、しばらくの間休憩します。

（午前9時55分から午前10時07分まで休憩）

議長（栞原会長）

それでは、会議を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

47ページ欄外を御覧ください。今月の申請は2件、1,667平米です。

番号ごとに順次説明いたします。

22番は、平成27年4月17日付で農地法第5条の許可を受けた上須頃地内の農地2筆、1,393平米について、当初計画では貸店舗1棟及び駐車場32台分の用地としての利用を計画していましたが、区画整理事業により建築工事を一時保留したまま再着手するタイミングを失っていたところ譲受人から申出があり、賃貸借権の設定により譲受人に承継し、店舗1棟及び駐車場24台分の用地として利用したいもので、場所につきましては、燕三条駅の南西側400メートル付近で、都市計画用途地域の商業地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

また、本申請につきましては、議第5号の69番で農地法第5条の許可申請がなされております。

23番は、事業計画の変更のみの案件で、平成5年8月30日付で農地法第4条の許可を受けた東新保地内の農地について、当初計画では458番、786平米全体で転用許可を得ていましたが、分筆し現状に即した形にするものです。場所につきましては、三条駅の東側300メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は2件、1,667平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、いずれも周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり承認すべきものとしました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(栗原会長)

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長(栗原会長)

次に、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(山井事務局長)

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

48ページ欄外を御覧ください。

今月の申請は3件、1,389平米です。

番号ごとに順次説明いたします。

9番は、籠場地内の農地1筆、208平米を、議第5号の70番と一体で、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用するもので、場所につきましては、三条市大崎浄水場の南側600メートル付近で、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

10番は、西大崎二丁目地内の農地2筆、838平米を、複合型霊園360基、駐車場11台分、水場・ごみ置場2か所及び通路の用地として利用するもので、場所につきましては、つくし保育園の西側200メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

11番は、上須頃地内の農地2筆、343平米を、住宅1棟、カーポート1棟及び駐車場1台分の用地として利用するもので、場所につきましては、須頃小学校の北東側500メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(栗原会長)

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長(9番山倉 広委員)

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は3件、1,389平米です。事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、いずれも周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般

基準ともに許可要件を満たしております。

全件3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

5番、小池委員。

5番（小池秀一委員）

10番について質問します。複合型霊園とはどういうものですか。

事務局（上林経営基盤係長）

複合型霊園は、複数の埋葬方式を備えた霊園のことです。本件は、100人分の遺骨を安置できる共同基を2か所に配し、残りは単独基の計画となっています。

議長（栗原会長）

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

50ページ欄外を御覧ください。今月の申請は6件、9,795平米です。

番号ごとに順次説明いたします。

49ページをお願いします。

69番は、先ほど説明いたしました議第3号の22番と同じ内容ですので、説明を省略させていただきます。

70番は、先ほど説明いたしました議第4号の9番の申請地と一体で、籠場地内の農地1筆、175平米を、売買により取得し、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用するもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所及び農地区分は、議第4号の9番

と同じですので、説明を省略させていただきます。

71番は、南四日町四丁目地内の農地2筆、1,972平米を、売買により取得し、宅地分譲9区画分及び道路の用地として利用するもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、嵐南公民館の南側250メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

50ページをお願いします。

72番は、上保内地内の農地2筆、263平米を、売買により取得し、住宅1棟の用地として利用するもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、JR保内駅の南側600メートル付近で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地区分は第1種農地に該当しますが、転用目的が申請土地の周辺において居住する者の日常生活上必要な住宅に係る申請で、集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

73番は、芹山地内の農地2筆、1,123平米を、賃貸借権の設定により、農業用倉庫1棟及び農機具格納ハウス1棟の用地として利用するもので、場所につきましては、北陸自動車道栄スマートインターチェンジの南西側1,300メートル付近で、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するために行われるものであるため、農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

74番は、南中地内の農地3筆、4,869平米を賃貸借権の設定により一時転用し、砂利採取地の用地として利用したいもので、場所につきましては、飯田小学校の南東側1,000メートル付近で、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が砂利の採取を目的とする一時転用であることから、農用地区域内の農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は6件、9,795平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、いずれも周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。

74番以外については、3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものと、また74番については3,000平米を超えることから、新潟県農業会議へ諮問すべきものとなりました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第5号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、74番以外については原案どおり許可することに、また74番については新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合は許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、74番以外については許可することに決定いたしました。また、74番については新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合は許可することに決定いたしました。

以上で調査部会から事前に調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（栗原会長）

ここで、しばらく休憩します。

（午前10時25分から午前10時35分まで休憩）

議長（栗原会長）

それでは、会議を再開します。

議長（栗原会長）

次に、議第6号『令和8年度最適化活動の目標の設定等について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第6号『令和8年度最適化活動の目標の設定等について』説明いたします。

51ページをお願いします。

本件は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、同法第37条の規定に基づき、毎年、年度当初に市のホームページで公表するものです。

主な昨年度からの変更点について説明します。

「I 農業委員会の状況」の1 農業委員会の現在の体制は変更ありません。

2 農家・農地等の概要の右側の認定農業者等の経営体数は、令和7年3月末の数値です。令和8年3月末の数値は4月に公表されますので、ホームページ公表時には最新の

ものに更新します。

最下段の耕地面積は、令和6年度の数値です。現時点では、令和7年度の数値が公表されておりませんが、ホームページ公表時までには公表されたときは、最新のものに更新します。

52ページをお願いします。

「Ⅱ 最適化活動の目標」の1 最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積、① 現状及び課題の表中、これまでの集積面積及び集積率は、令和7年3月末の数値です。令和8年3月末の数値は4月に公表されますので、ホームページ公表時には最新のものに更新します。

② 目標の表中、令和9年度は令和7年度の農地面積により算定しております。

(2) 遊休農地の解消、② 目標、イ 新規発生遊休農地解消は、令和7年度中に新たに発生したものはありません。

53ページをお願いします。

(3) 新規参入促進、① 現状及び課題の表中、令和7年度新規参入者の1 経営体は〇〇〇〇で、農地所有適格法人です。② 目標は、直近3年間の権利移動面積です。

そのほかは変更ありません。

説明は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

1番、坂井委員。

1番（坂井浩行委員）

遊休農地についてですが、農地パトロールで回った後に事務局が今後の意向を確認していると思います。その中でも遊休化が進んでいる農地や耕作することが困難な農地はどのように取り扱っていくのでしょうか。

事務局（上林経営基盤係長）

現在、目標に記載している遊休農地につきましては、緑区分の再生可能な農地として位置付けております。今後農地パトロールで現状を確認し、必要に応じ非農地判断を行って農地から除外したいと考えております。

議長（栗原会長）

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第6号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第7号『三条市地域計画の変更に係る意見について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第7号『三条市地域計画の変更に係る意見について』説明いたします。

追加議案1ページをお願いいたします。

令和8年3月25日付け「三条市地域計画の変更に係る意見聴取について」により、三条市長から意見を求められたもので、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、地域計画を変更するときはあらかじめ農業委員会等の関係者の意見を聴かなければならないこととなっていることから、当農業委員会の意見を取りまとめるものです。

このたびの更新は、農用地区域からの除外や担い手の変更を反映し、国のマニュアルで示されているホームページによる簡易な協議の場を経て地域計画案を作成しています。

詳細は、この後、農林課から説明していただきます。

私からの説明は以上です。

議長（栞原会長）

続きまして、農林課の藤家課長から説明をお願いいたします。

農林課（藤家課長）

農林課の藤家です。追加議案の2ページを御覧ください。地域計画の変更箇所について説明を申し上げます。

初めに、「1 対象農地面積」についてです。減少の主なものは、1月と2月の総会で御審議いただいた農用地区域から除外した農地の面積と、これまで除かれていなかった三条市や県央土地開発公社等により道路などへ転用された面積を精査し、対象農地面積から減じたものです。増加につきましては、地域計画は農用地区域内の農地を対象としておりますが、農用地区域外の農地で中山間地域等直接支払交付金の対象農地が、下田地域で約1.2ヘクタールありましたので、その分を対象農地面積に加え、各地区の対象農地面積を変更するものでございます。

次に、「2 地域内の農業を担う者」についてです。農地台帳システムの切替えに伴い耕作者の登録基準が変更されたことから、耕作者数の変動がありました。地域計画につきましては、補助事業になることがないようにカバーしていきたいという観点からも、この数値を設けているところでございます。

最後に、「3 現状の集積率」についてです。これまで昨年の3月に策定された認定新規就農者の農地部分のみを算定しておりましたが、国の通知に則り、基本構想水準到達者と認定新規就農者を合わせて再算定した数字で変更したものでございます。

以上でございます。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言を願います。

15番、山寄推進委員。

推15番（山寄哲矢委員）

「2 地域内の農業を担う者」について、親と子が一緒の世帯で農業をすることが一般的だと思いますが、本資料では子供が独立して別世帯として農業をしているように受け取られてしまうのではないのでしょうか。

農林課（藤家課長）

農業委員会の担当者に確認したところ、貸借中の農地は、古いシステム、現行のシステムともに借受者を農業を担う者として算定しています。一方、自作の農地について、古いシステムは世帯内の経営主1人を農業を担う者として算定していましたが、現行のシステムは農地の所有者を農業を担う者として算定するようになりました。したがって、親と子が同一世帯でそれぞれが農地を所有している場合、古いシステムでは経営主1人だけを農業を担う者として算定していましたが、現行のシステムでは所有者の2人が農業を担う者となるため、結果として農業を担う者の数が増えることになりました。

推15番（山崎哲矢委員）

本資料では農業を担う者が増加したような印象を受けます。

農林課（藤家課長）

農業を担う者が増加したのではなく、現行のシステムで算定した結果によるものでございます。今後、国や県などの助成制度の要件に、農業を担う者が加えられることを鑑み、できるだけ多くの方が活用できるよう地域計画に掲載いたしました。

議長（栗原会長）

1番、坂井委員。

1番（坂井浩行委員）

農業を担う者が計算上訂正したとのことですが、増減という表現では農業を担う者が増えた印象が強く、担い手不足の現状にもかかわらず、「改善された」と勘違いされかねないと思います。面積や集積率についても同じように考えます。

農林課（藤家課長）

当市では地域計画を昨年の3月に策定したばかりですが、全国の他の自治体では様々な方法で策定しています。どの自治体も試行錯誤していると聞いております。しかしながら、この地域計画を進める上では、農地の集積、集約化をどのようにしたらよいのか、皆様と一緒に進めていきたいと考えております。

1番（坂井浩行委員）

よろしく申し上げます。市長や議会に説明する際は付け加えて説明していただきたいと思えます。

議長（栗原会長）

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第7号につきましては、原案のとおりとし意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし意見なしとすることに決定いたし

ました。

議長（栗原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第6号までの6件を一括議題とします。

報第1号につきましては、先ほど議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2号から報第6号までの5件について、事務局、報告願います。

事務局（山井事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

報告の中で質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（栗原会長）

次に、来月の調査部会の開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

来月は第3調査部会の当番でございます。4月27日午前9時から三条市役所第二庁舎2階202会議室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は4月30日午前9時30分開会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

以上で総会を閉会します。

午前11時00分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 栞原 一郎

議事録署名委員（ 5 番） 小池 秀一

議事録署名委員（15 番） 吉田 昇
